

議案第 23 号

三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

三次市消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年三次市条例第 256 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100 円」を「9, 700 円」に改め、同号ただし書中「1 万 4, 200 円」を「1 万 4, 500 円」に改め、同条第 3 項中「217 円を、第 2 号から第 5 号まで」を「1 人につき 100 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を、第 3 号から第 6 号まで」に、「333 円（非常勤消防団員等に第 1 号に掲げる者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 367 円）」を「217 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

「

円 12,500	円 13,350	円 14,200
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

」を

「

円 12,900	円 13,700	円 14,500
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の三次市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた三次市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等のうち、班長に適用する補償基礎額は、この条例による改正後の三次市消防団員等公務災害補償条例別表に規定する部長及び団員の額とする。